

議案第 80 号

一級河川の指定、指定の変更又は廃止に関し意見を述べる ことについて

次のとおり国土交通大臣へ一級河川の指定、指定の変更又は廃止に関し意見を述べる
ことについて、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 4 項及び第 6 項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

別表のとおり一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止すること
については、異議ありません。

別表

斐伊川水系

区 分	名 称	区 間	
		上 流 端	下 流 端
指 定	新加茂川	加茂川からの分派点	斐伊川への合流点
廃 止	旧加茂川	加茂川からの分派点	斐伊川への合流点
変 更	旧 後藤川	左岸 米子市博労町二丁目 155 番 1 地先 右岸 同市同町一丁目 150 番 7 地先	旧加茂川への合流点
	新 後藤川	左岸 米子市博労町二丁目 155 番 1 地先 右岸 同市同町一丁目 151 番 7 地先	加茂川への合流点

変更	旧	東山川	左岸 米子市車尾字壱町田 744 番の 8 地先 右岸 同市車尾同字 744 番の 7 地先	旧加茂川への合流点
	新	東山川	左岸 米子市車尾字一町田 744 番 8 地先 右岸 同市車尾同字 744 番 7 地先	加茂川への合流点
変更	旧	旧加茂川 放水路	旧加茂川からの分派点	加茂川への合流点
	新	加茂川 放水路	加茂川からの分派点	新加茂川への合流点